

村田雨水ポンプ場雨水ポンプ機械設備工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

千葉県建設局下水道施設部下水道施設建設課

第 1 章 総 則

(適用)

第 1 条 この特記仕様書は、千葉市建設局下水道企画部 機械・電気設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

2 この工事の施工にあたっての一般的事項は一般仕様書によるほか、下記のものに準ずるものとする。

- ~~（１）日本下水道事業団 電気設備工事一般仕様書・同標準図~~
- ~~（２）日本下水道事業団 電気設備工事必携~~
- （３）日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書
- （４）日本下水道事業団 機械設備工事必携 工事管理記録（本編）
- （５）日本下水道事業団 機械設備工事必携（施工編）
- （６）日本下水道事業団 機械設備標準仕様書
- （７）千葉市土木工事共通仕様書
- （８）千葉市土木工事書類作成マニュアル
- （９）その他関係規格、基準等

(監督職員)

第 2 条 監督職員とは、千葉市建設工事 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 9 条の規定による者であり、千葉市工事執行規則第 12 条に基づき、総括監督員、主任監督員及び監督員とする。

なお、本工事の監督職員は、契約締結後、受注者へ速やかに通知する。

(工期)

第 3 条 工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から 7 5 0 日間とする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

2 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3 原則、土日、休日の作業は認めないが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(施工体制台帳及び施工体系図)

第 4 条 工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その額にかかわらず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

施工体制台帳は、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない

い。

施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。施工体系図には、警備会社の会社名、現場責任者名、工期を記載すること。

なお、施工体制台帳は、以下の項目を記載しなければならない。

- (1) 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 健康保険等の加入状況。
- (4) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況。
- (5) 作業員名簿

(中間技術検査)

第5条 中間技術検査は、当初請負契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、または「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事を対象として実施する。

- 2 中間技術検査の実施は、完成、既済部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点、又は、工事の中間地点で行うことを原則とするが、実施時期は監督員と検査員の協議により決定する。
- 3 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済（完済を含む）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術確認が必要な場合はこの限りではない。
- 4 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うが、給付の対象とはしない。
- 5 実施回数は、当初請負契約金額が3億円未満の工事は1回程度、当初請負契約金額が3億円以上の工事は2回程度行うものとする。

(社内検査)

第6条 当初請負契約金額1億円以上の工事は、千葉市請負工事検査要綱第12条に定める社内検査対象工事とする。

- 2 社内の検査員（以下「社内検査員」という。）が工事施工中において必要と認める時期、及び検査（完成、出来形、中間技術、その他）の直前に社内検査を行い、工事担当課長に品質確認書（「社内検査実施指導要領」様式第4号）を提出するものとする。
- 3 社内検査は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり確認するものとする。
- 4 社内検査員は、原則として、検査（工場検査を含む）に立ち会うものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 5 社内検査員は、当該工事に従事していない受注者の社員で、当該業種の現場経験を10年以上有し、かつ、技術士又は1級管工事施工管理技士の資格を有する者とする。
- 6 受注者は、社内検査員を定めた場合は、社内検査員届（様式第1号）及び社内検査員経歴書

(様式第2号)を工事担当課長に提出する。

(建設副産物の処理及び再生資材の利用)

第7条 建設副産物の処理及び再生資材の利用については、次の各号による。

- (1)「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成する場合は、「コブリス・プラス」により作成し、発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を同システムにより作成し提出すること。併せて、「コブリス・プラス工事登録証明書」を同システムから出力し提出すること。

- (2)500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認や発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況等の確認を行い、確認結果票を発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

受注者は、法令等に基づき、確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、搬出先が再生資源利用促進計画書と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存すること。

- (3) 建設副産物を処理する工事については、「建設副産物処理承認申請書」(副処：様式—1)を作成するとともに、搬出経路図、建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付し、施工計画書に含めて監督職員へ提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」(副処：様式—2)を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料(取引証明書、受入伝票等)を添付し、監督職員へ提出すること。
- (5) 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるよう常に整理しておくこと。

(建設リサイクル法)

第8条 建設リサイクル法の処理については、次の各号によるものとする。

- (1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

① 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

契約書第64条(解体工事に要する費用等)については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- ② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条の規定に基づき、「建設副産物の処理基準及び再生資源の利用基準」に定めた様式 3「再資源化等報告書」を監督職員に提出することとする。

なお、「再資源化等報告書」に添付する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

(2) 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- ① 建設リサイクル法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」(様式 2)を提出し説明を行うこととする。
- ② 「説明書」の提出は、契約に先立って行うこととする。

(産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示)

第 9 条 産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側に、以下の事項を鮮明に表示すること。

(1) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示

(産業廃棄物運搬車 等)

文字の大きさ：140 ポイント (約 5cm) 以上

(2) 排出事業者名 (〇〇株式会社 等)

文字の大きさ：90 ポイント (約 3cm) 以上

なお、車体に直接塗料を用いる方法や、マグネットシート等による着脱式の標章を用いて行う方法とし、識別しやすい色の文字とする。

また、収集運搬車両の表示状況が確認できる写真を撮影すること。

(施工中現場への安全パトロールについて)

第 10 条 工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び下水道部会事故防止巡回班規約に基づく、下水道部会事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合、または、その他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力するものとし、また、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

(創意工夫)

第 11 条 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに「千葉市工事成績評定要領」に定める別紙—10により提出することができる。

(低入札工事に対する監督体制)

第12条 低入札価格調査制度における基準価格を下回る価格での入札が行われ、調査の結果履行可能と判断され契約した場合には、重点監督対象工事として工事を実施するものとする。

(低入札価格調査制度対象工事における下請負人のしわ寄せ防止)

第13条 低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請人1者につき、各1回の点検を行うものとする。また、点検結果については、その都度監督員へ提出するものとする。

なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第14条 本市が発注する建設工事で、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。

- (1) 請負代金の額が4,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、9,000万円）未満であること。
- (2) 低入札価格調査を実施する基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格により落札したものでないこと。
- (3) 特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。
- (4) 兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること。
- (5) 兼任する工事の工事箇所が千葉市内に限ること。

(監理技術者の専任義務緩和)

第15条 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 同一の専任特例2号による監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

- (4) 専任特例 2 号による監理技術者が兼任できる工事は、本市が発注する建設工事でなければならない。
- (5) 請負代金の額が 2 億円未満であること。
- (6) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約する場合でないこと。
- (7) 特定建設工事共同企業体として契約する場合でないこと。

(ワンデーレスポンスの実施)

第 16 条 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- 1 受注者は計画工程表の提出にあたって、監督員と協議のうえ、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる方法により、無駄を排した最適な工程表を作成すること。
- 2 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(契約後 V E 方式)

第 17 条 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後 V E 方式の試行工事であり、「千葉市契約後 V E 方式試行要領」により実施するものとする。

「V E 提案」とは設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

2 V E 提案の範囲

- (1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段等が、設計図書に明示又は指定（以下「指定」という。）があるもの及びそれに附随するもののうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア 工期の延長等の施工条件（施工方法等を除く）の変更を伴う提案
 - イ 入札時に入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
 - ウ 契約書第 18 条に基づき、条件変更が確認された後の提案

3 V E 提案書の提出

- (1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア V E 提案書（別紙様式－1）
 - イ V E 提案項目内容の詳細（別紙様式－2）
 - ウ V E 提案による工事代金額の概算低減額及び算出根拠（別紙様式－3）
 - エ 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項（別紙様式－4）
 - オ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（別紙様式－4）

- (2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 発注者は、受注者と協議の上、V E 提案の提出期限を決定することができる。
- (4) V E 提案の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

4 V E 提案の審査

- (1) V E 提案の審査にあたっては、提出されたV E 提案が、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行う。
- (2) 発注者は、受注者から提案内容についてのヒアリングを実施することができる。

5 V E 提案の採否等

- (1) 発注者は、V E 提案の採否について、V E 提案の受領後14日以内にV E 提案採否通知書（別紙様式－5）により受注者に通知する。ただし、受注者の同意を得た場合は、この期間を延期することができる。

また、提出されたV E 提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知する。

- (2) 発注者は、契約後V E 対象工事に係る契約書追加条項の規定に基づき設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の2第3項の規定により請負代金額の変更を行う。
- (3) 発注者は、V E 提案を適正と認めた場合は、V E 提案により低減する額（消費税相当額を除く）と請負代金額から消費税相当額を除いた額との割合（別表）により算出される点数を、千葉市が実施する総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の評価点に加点する。

なお、共同企業体による施工の場合は、構成員ごとの加点を出資比率で按分（別表）し加点する。

- (4) 加点対象工事は、V E 提案採否通知書交付年度の翌年度に入札公告される総合評価落札方式による工事のうち「契約後V E 方式の実績」が評価項目で設定されている工事で、かつ、加点された工事と同一業種の工事によるものとする。
- (5) V E 提案による加点の上限は業種毎に5点とし、加点対象期間は1ヵ年度間とする。
- (6) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

なお、この場合においても評価点の加点については、変更しない。ただし、受発注者双方の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等は、当該工事で獲得した加点を、V E 提案の実績とするか否かについて調整会議に諮る。

- (7) 発注者は、V E 提案の審査結果に対する不服申し立ては受付けない。
- (8) 発注者は、完成通知書を受理後、V E 提案実績通知書（別紙様式－6）を受注者に交付する。

6 V E 提案の利用

V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく千葉市が発注する他の工事に、無償で利用することができるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

7 責任の所在

発注者がV E 提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

8 その他

V E 提案に必要な書類等は、技術管理課ホームページよりダウンロードすること。

(別 表) 請負代金額に対する低減額の割合

請負代金額に対する低減額の割合	加点
1 %未満	0
1 %以上 3 %未満	1
3 %以上 5 %未満	2
5 %以上 7 %未満	3
7 %以上 1 0 %未満	4
1 0 %以上	5

小数第 4 位四捨五入

○共同企業体の場合の計算方法

・業種 □□□

・平成××年度（入札公告年度の前年度）工事における上記業種による加点の合計

A 社 4 点、B 社 3 点

・出資比率 A : B = 6 0 % : 4 0 %

$(4 \times 0.6 + 3 \times 0.4) = 3$ 点（小数点以下切り捨て）

~~（総合評価落札方式による技術提案に基づく施工）~~

~~第 1 8 条 受注者は、入札時に提示した技術提案に基づき確実に施工するものとし、技術提案による契約金額の変更は行わないものとする。~~

~~（総合評価落札方式による技術提案が履行されない場合の措置）~~

~~第 1 9 条 受注者の責により入札時の技術提案が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の技術提案の項目ごとに 5 点を減ずる。~~

~~（総合評価落札方式による技術提案に対する現場確認方法）~~

~~第 2 0 条 発注者は、受注者が入札時に提示した技術提案等の履行確認を目的に、当該提案内容に基づき「技術提案等実施状況確認シート」を作成するものとする。~~

~~2 受注者は、発注者から提示された「技術提案等実施状況確認シート」を確認したうえで、実施状況を記録するものとする。~~

(デジタル工事写真)

第21条 本工事で小黒板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。実施に際しては、別紙3「デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書」によるものとする。

（天災対策）

第22条 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

（局地的な大雨に対する安全対策について）

第23条 局地的な大雨に対する安全対策は次の各号によること。

- （1）注意報、警報などの気象情報を工事中止判断に活用するため、現場代理人及び協力会社の主任技術者は「ちばし安全・安心メール」への登録を行うこと。
- （2）大雨に関する注意報発令後、流域内で降雨が確認された場合は、原則として作業を中止すること。
- （3）大雨に関する警報が発令された場合は、原則として作業を中止すること。
- （4）上記を踏まえた上で、現場特性を把握し、大雨時の安全管理計画を施工計画書へ明記すること。

（技術研修会の開催に対する協力）

第24条 受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。

（工場製作期間）

第25条 工場製作のみが行われている期間においては、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う事が可能であり、同一の監理技術者（主任技術者）がこれらの製作を一括して管理することができる場合は監理技術者（主任技術者）の専任配置を要しない。

2 工場製作予定期間は、契約締結の翌日から510日間とする。

（設計変更）

第26条 本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、千葉市請負工事設計変更等ガイドラインに基づき実施するものとする。

（防振ゴム等の品質確保）

第27条 東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。

（安全管理について）

第28条 下水道のマンホール、管渠等（労働安全衛生法施行令第二十一条第九号（別表第六）

に掲げる作業場)における作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、事故防止に必要な措置を講ずるとともに酸素及び硫化水素の濃度を測定し、以下の項目について記録、保存するものとする。

- 一 測定日時
- 二 測定方法
- 三 測定箇所
- 四 測定条件
- 五 測定結果
- 六 測定を実施した者の氏名
- 七 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

(仮設工等の段階点検)

第29条 受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における次の各号に掲げる段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

- (1) 仮設工の設計完了段階(指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階)現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。(なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する。)
- (2) 仮設工の施工中間段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。
- (3) 仮設工の施工完了段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。
- (4) 仮設工の撤去中間段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(過積載による違法運行の防止)

第30条 受注者は、工事の施工にあたって、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、または、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の納入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 以上のことにつき、下請け業者にも十分指導すること。

(環境配慮依頼)

第31条 本工事は、環境負荷を低減するため、下記のとおり環境へ配慮し、実施するものとする。

1 資材・廃土運搬時の環境配慮

- (1) 過積載の禁止、最短ルートを選択及び適正運転方法等を定めた「貨物自動車使用管理マニュアル」等を作成し、従業員に徹底する。
- (2) 騒音・振動の軽減に努める。
- (3) 夜間及び早朝の住宅地周辺の走行を極力避ける。
- (4) 渋滞時間帯の走行運搬を避ける。
- (5) 違法駐車及び積荷の落下等により、車の流れを阻害しないよう十分注意する。
- (6) 急発進・急加速を避ける。
- (7) アイドリングストップを励行する。
- (8) 車両の点検整備を適正に行う。
- (9) 車両の購入又は更新の際には、できる限り低公害型車両を導入する。

2 工事実施時の騒音・振動の低減への配慮

- (1) 工事計画の策定にあたり、工事現場の周辺状況等を調査の上、低騒音・低振動の工法及び建設機械の採用に努める。
- (2) 工事の施工にあたり、周辺住民に対して、予め工事の概要、作業時間、作業期間及び騒音・振動防止対策について十分説明し、理解を得る。
- (3) 周辺住民に対して苦情処理の責任者を明確にし、苦情には速やかに誠意をもって対処する。
- (4) 騒音・振動を伴う作業は、日曜、祝日等の休日及び早朝、夜間には、原則として行わない。
- (5) 重機の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、作業員の話し声及びラジオ等により、周辺住民に迷惑をかけないように配慮する。

3 基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮

- (1) 地下水汚染の原因となる物質を適正に管理する。
- (2) 過去の土地利用状況からみて土壌汚染の恐れがないかを調べ、必要な場合は条例、要綱等に基づき、調査、報告書の提出及び土壌汚染対策を実施する。

4 建設副産物の発生抑制及び再利用の推進

- (1) アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊に関して
 - ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。
 - イ 現場での不要物の除去を徹底し、再資源化施設への全量排出を図る。
- (2) 建設汚泥に関して
 - ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。
 - イ 現場での脱水等により減量化を図り、排出量の減少を図る。
 - ウ 安定処理等により、処理土 of 工事での利用を図る。
- (3) 建設混合廃棄物に関して
 - ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。

- イ 現場内分別を徹底し、単品としてそれぞれ再資源化施設への搬出を図る。
- ウ 部材のモジュール化、無梱包化、構造物の高寿命化等により、発生量を抑制する。

(4) 建設発生土に関して

- ア 建設発生土の現場内利用に努める。
- イ 土砂を利用する工事における建設発生土の工事間流用に努める。
- ウ 建設発生土の搬出先へ情報を提供する。

(アスベスト調査等)

第32条 アスベスト含有の事前調査は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号）に基づく解体等の作業を行うときは、事前調査を行い、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版（以下、改修工事標準仕様書（建築工事編）という。）1.5.1(イ)により調査結果を監督職員へ提出する。調査の結果、設計図書と異なる場合は、改修工事標準仕様書1.5.1(ウ)による。

1 建物の完成年度

- 仮称村田雨水ポンプ場建設工事 平成 3年（西暦 1991年）
- 村田雨水ポンプ場建設工事その2 平成13年（西暦 2001年）

2 設備工事の完成年度

- 村田ポンプ場主ポンプ機械設備工事 平成 3年（西暦 1991年）

3 アスベスト含有の有無

- ・ ダクトフランジ用ガスケット ☐ 含有 ☐ 非含有 ■ 調査未実施
- ・ 配管の成型保温材（主にエルボ部分） ☐ 含有 ☐ 非含有 ■ 調査未実施
- ・ 防火区画処理の耐火被覆板 ☐ 含有 ☐ 非含有 ■ 調査未実施
- ・ 自家発電設備の保温断熱 ☐ 含有 ☐ 非含有 ■ 調査未実施
- ・ 帯電防止タイル ☐ 含有 ☐ 非含有 ■ 調査未実施
- ・ 自家発電設備の内部 ☐ 含有 ☐ 非含有 ■ 調査未実施
- ・ 機器（ 高架水槽 ） ■ 含有 ☐ 非含有 ☐ 調査未実施

4 分析調査

☐ 行わない

ただし、ダクト、配管、機器を撤去する場合、フランジ用ガスケット、保温材、機器等にアスベストが含有しているか否かを、石綿障害予防規則に従い目視確認する。（ただし、昭和60年度以前竣工の建築物については、アスベストが含有しているものとして取り扱う。）

■ 行う

調査費用 ■ 本工事 ☐ 別途工事

調査方法 ■ JIS A 1481 による 調査対象（ 高架水槽 ）
箇所数（ 1 ）箇所

5 アスベスト含有材等の除去工事

アスベスト含有材等の除去は改修工事標準仕様書（建築工事編）9.1.4～9.1.5によるほか、関係諸法令等に基づき実施する。

(1) ダクトフランジ用ガスケットの除去工事

☐ 切断による方法

① 撤去方法

ア. ダクトの切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に飛散抑制剤の塗布、ビニルテープ貼り等を施す。

イ. ダクトの切断は、フランジ部分の両側約 100mm の箇所において慎重に行う。

ウ. 片側切断後、フランジ内周部分にも飛散防止措置を施し、もう片側の切断を行う。

② 処分方法

ア. 撤去したフランジ付ダクトは、石綿含有廃棄物である旨を表示のうえ構外搬出適切処理を行う。(フランジ部分を外さない限り非飛散性として扱える。)

☐ グローブバッグにより処理する方法

① 撤去方法

ア. 切断による方法の①ア、イを行った後、フランジ部分をグローブバッグで覆い、隔離空間を形成のうえ飛散抑制剤を散布しながらガスケットを撤去する。

② 処分方法

ア. 撤去したガスケットは、特別管理産業廃棄物として構外搬出適切処理を行う。

(2) 配管の成形保温材の除去工事

☐ 切断による方法

① 撤去方法

ア. 配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤を塗布し、成形保温材前後の保温材を撤去する。

イ. ビニルシート等で成形保温材を配管ごと密閉する。

ウ. 配管の切断は密閉部分の両側約 100mm の箇所において慎重に行う。

② 処分方法

ア. 撤去した成形保温材は、特別管理産業廃棄物として構外搬出適切処理を行う。

☐ グローブバッグにより処理する方法

① 撤去方法

ア. 切断による方法の①アを行った後、成形保温材部分をグローブバッグで覆い、隔離空間を形成のうえ飛散抑制剤を散布しながら成形保温材の取り外しを行う。

② 処分方法

ア. 撤去した成形保温材は、特別管理産業廃棄物として構外搬出適切処理を行う。

6 石綿粉じん濃度測定

☐ 行う(測定名称及び測定点は下表による)

測定箇所 ※図示

測定名称	測定時期	測定場所	第 工区	備考
・測定 1	処理作業前	処理作業室内		—
・測定 2		施工区画周辺又は敷地境界		—

・測定 3	処理作業中	処理作業室内	—
・測定 4		セキュリティゾーン入口	空気の流れを確認
・測定 5		負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	除じん装置の性能確認
・測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	—
・測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	—
・測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	—
・測定 9	処理作業後シート	処理作業室内	—
・測定 10	撤去後 1 週間以降	調査対象室外部の付近	—

石綿粉じん濃度測定方法

石綿粉じん濃度の測定は、「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第 1 部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10	測定 5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 L/min	5 L/min	10 L/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトン-トリアセチレン法又は、シュウ酸ジェテル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径 3 μ m 未満、長さ 5 μ m 以上、長さ と 直径 比 3:1 以上		
定量限界	50 f/L	0.5 f/L	0.3 f/L

報告書の作成（記録する項目）

ア. 測定結果 イ. 測定時間 ウ. 測定位置（測定高さとともに図面上に記載する）

エ. サンプルング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）

オ. マウンティング法 カ. 顕微鏡視野面積、計数視野数

キ. 測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

7 除去したアスベスト含有建材等の処分先は、下記の通りとする。

（処分先）

アスベスト種類	処分先	その他

※上記の処分先は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、

この限りではない。

(情報共有システムの活用)

第33条 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換し、共有し業務の効率化を図る、情報共有システムの試行対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。

~~―(契約金の支払方法)―~~

~~第34条 本工事は会計年度が2か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。なお、令和○年度の支払限度額は請負代金額の0%、当該支払限度額に対応する令和○年度出来高予定額は請負代金額の0%とし、令和○年度の支払限度額は請負代金額の100%、当該支払限度額に対する令和○年度出来高予定額は請負代金額の100%とする。~~

(千葉開府900年記念事業)

第35条 本工事は、「千葉開府900年記念事業」対象工事である。実施に際しては、別紙「千葉開府900年記念事業に関する特記仕様書」によるものとする。

~~―(その他)―~~

~~第36条 本件は、工期限が翌年度になる案件であり、契約に先立ち、令和○年度補正予算建設改良費として千葉市議会（令和○年第1回定例会）の議決を得る必要があり、議会の議決が得られない場合は、契約手続きを中止する。また、契約手続き中止に関し、市は一切の責任を負わないものとする。~~

第2章 主ポンプ設備

§ 1 No.5 雨水ポンプ

1. 使用目的

立軸斜流ポンプは、スクリーンを通過し砂等を除去した、雨水を揚水するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	立軸斜流ポンプ	
(2) ポンプ口径	φ 1,350mm	
(3) 吐出量	234m ³ /min	
(4) 全揚程	7.3m	
(5) ポンプ効率	83.5%	
(6) 原動機出力	441kW	(参考)
(7) 回転速度	261.8min ⁻¹	
(8) コラム長さ	8.05m	スラブ面から吸込口まで
(9) 中間軸受	0箇所	中間床設置軸受
(10) 設置方式	2床式	
(11) 流量制御	有 (~ %Q) 無	
(12) 台数	1台	

3. 標準仕様書の適用

第3章 第1節 §2

4. 標準仕様書選択項目及び範囲（該当項目を○で囲む）

(1) ポンプ推力

- a)** ポンプ受け b) 電動機受け c) 歯車減速機受け

(2) 潤滑水回収装置

- a)** 有 b) 無

(3) 水中軸受

- a)** ゴム軸受 b) セラミックス軸受

(4) 封水装置

- a)** グランドパッキン b) メカニカルシール c) 無注水シール

5. 特記事項

- (1) 既設渦流防止壁の流用可否を渦流解析等により検証すること。
- (2) 供用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない。

§ 2 No. 5 雨水ポンプ用エンジン

1. 使用目的

No. 5雨水ポンプ用エンジンは、主ポンプの駆動のため使用するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	4サイクルディーゼルエンジン	
(2) 定 格 出 力	441kW	(参考)
(3) 定 格 回 転 速 度	1,200min-1	
(4) 使 用 燃 料	A 重油	
(5) 燃 料 消 費 率	240g/kW・h 以下	100%負荷
(6) 台 数	1台	

3. 標準仕様書の適用

第3章 第4節 § 1

4. 標準仕様書選択項目及び範囲（該当項目を○で囲む）

(1) 防振架台

- ☒ a) 有 b) 無

(2) 起動方式

- ☒ a) 圧縮空気起動 b) 電気起動

(3) 操作方法

- ☒ a) 自動 b) 手動

(4) 冷却装置

- a) 放流式 ☒ b) ラジエータ c) 管内クーラ
d) その他

(5) 消音装置

- ☒ a) 要（ 70dB ） b) 不要

(6) 動力伝達装置

- a) フレキシブル継手 b) 流体継手 c) ギアカップリング
☒ d) 遠心クラッチ e) その他

5. 特記事項

供用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない。

§ 3 No. 5 雨水ポンプ用減速機

1. 使用目的

No. 5雨水ポンプ用減速機は、原動機の回転数を歯車の組合せで主ポンプの回転数に減速するとともに、原動機の水平軸をポンプの垂直軸に連絡して、動力を伝達するものである。

2. 仕様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	かさ歯車減速機	
(2) 原 動 機 出 力	441kW	
(3) 減 速 比	4. 583	
(4) 原 動 機 回 転 速 度	1, 200min ⁻¹	
(5) ポ ン プ 回 転 速 度	261. 8min ⁻¹	
(6) 潤滑油及び冷却方式	水冷式	
(7) 台 数	1台	

3. 標準仕様書の適用

第3章 第5節 § 1

4. 標準仕様書選択項目及び範囲（該当項目を○で囲む）

(1) ポンプ推力

☒ a) 減速機受け b) ポンプ受け

(2) 油圧クラッチ

a) 有（型式： ） ☒ b) 無

5. 特記事項

供用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない。

§ 4 No. 5 雨水ポンプ用電動蝶形弁

1. 使用目的

No. 5雨水ポンプ用吐出弁は、ポンプの吐出側に設け、雨水の流量調整等を行うものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	電動蝶形弁	
(2) 口 径	φ 1,350mm	
(3) 使 用 圧 力	0.08MPa (常用)	0.15MPa (最高)
(4) 電 動 機 出 力	2.2kW	
(5) 周 波 数	50Hz	
(6) 電 圧	400V	
(7) 開 閉 時 間	1.08分	
(8) 電 動 機 定 格	15分以上	
(9) 台 数	1台	

3. 標準仕様書の適用

第3章 第2節 § 2

4. 標準仕様書選択項目及び範囲（該当項目を○で囲む）

(1) 使用水

a) 汚水 ☒ b) 雨水

(2) 直結・2床式の区別

a) 直結 ☒ b) 2床式

(3) フランジ規格

☒ a) 7.5K b) 10K

(4) 据付脚加算（口径500以上の場合は本体付属）

a) 有 ☒ b) 無

(5) 開度発信器（R/I変換器内蔵型）

☒ a) 有 b) 無

5. 特記事項

供用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない。

§ 4 No.1 雨水ポンプ（長寿命化）

1. 使用目的

立軸斜流ポンプは、スクリーンを通過し砂等を除去した、雨水を揚水するものである。

2. 仕様（既設）

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	立軸斜流ポンプ	
(2) ポ ン プ 口 径	φ 800mm	
(3) 吐 出 量	78m ³ /min	
(4) 全 揚 程	7.3m	
(5) ポ ン プ 効 率	80%	
(6) 原 動 機 出 力	150kW	
(7) 回 転 速 度	493min ⁻¹	
(8) コ ラ ム 長 さ	8.65m	スラブ面から吸込口まで
(9) 中 間 軸 受	0箇所	中間床設置軸受
(10) 設 置 方 式	2床式	
(11) 流 量 制 御	有（ ～ %Q） ・ 無	
(12) 台 数	1台	

3. 標準仕様書の適用

第3章 第1節 §2

4. 標準仕様書選択項目及び範囲（該当項目を○で囲む）

(1) ポンプ推力

- a) ☒ ポンプ受け b) ☐ 電動機受け c) ☐ 歯車減速機受け

(2) 潤滑水回収装置

- a) ☐ 有 b) ☒ 無

(3) 水中軸受

- a) ☐ ゴム軸受 b) ☒ セラミックス軸受

(4) 封水装置

- a) ☒ グランドパッキン b) ☐ メカニカルシール c) ☐ 無注水シール

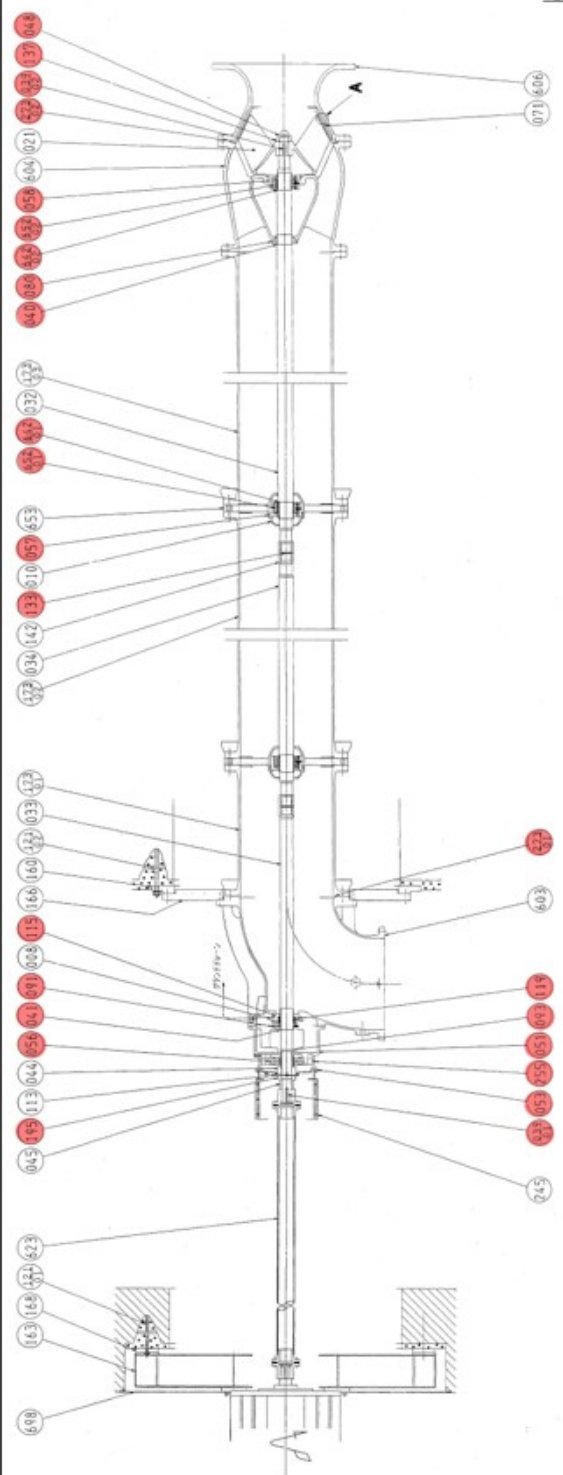
5. 特記事項

- (1) 本機器は以下の部品交換を行い、長寿命化を図るものとする。
(2) 施工は渇水期（11月～3月）に実施すること。

主要部品			
① キー(1)	1 個	⑪ ブッシュ	1 個
② キー(2)	1 個	⑫ パッキン押え	1 個
③ ブッシュスリーブ	1 個	⑬ 水切つば	1 個
④ パッキン部スリーブ	1 個	⑭ テーパーピン	2 個
⑤ インペラナット	1 個	⑮ 調整ナット	1 個
⑥ 軸受ケーシング	1 個	⑯ 油面計	1 個
⑦ 軸受カバー	1 個	⑰ 水中軸受部スリーブ(1)	2 組
⑧ 玉軸受	1 個	⑱ 水中軸受部スリーブ(2)	1 組
⑨ 中間軸受ケーシング	2 組	⑲ 水中軸受(1)	2 組
⑩ 下部軸受ケーシング	1 個	⑳ 水中軸受(2)	1 組

消耗部品			
㉑ Oリング	1 個	㉔ ゴムリング(1)	6 個
㉒ グランドパッキン	3 個	㉕ ゴムリング(2)	1 個
㉓ インペラナット用座金	1 個		

- (2) 既設インペラのバランス調整及び浸透探傷検査等を行う。
- (3) 既設主軸の振れ見測定および浸透探傷試験等を行う。
- (4) 製造工場への持ち込み整備とする。
- (5) 製造工場における動作確認等の必要な試験一式、減速機の持ち込みは本工事に含む。
- (6) 製作者：株式会社 荏原製作所
機 番：800VZGE
製 番：RK15469-01
- (7) 工場整備内容
- ・主軸振れ計測・修正・浸透探傷試験 1 式
 - ・本体分解及び点検 1 式
 - ・再使用部品の清掃手入れ・摺動傷の修正 1 式
 - ・新製交換部品の製作 1 式
 - ・回転体動バランス調整 1 式
 - ・ケレン・塗装・組立 1 式
 - ・性能試験 1 式



平成元年度村田ボンプ場主ボンプ機械設備工事
完成図書組立断面図より抜粋

● 交换对象部品

[illegible]

§ 5 No. 2、3 エンジン用減圧水槽

1. 使用目的

減圧水槽は、雨水ポンプ用エンジンの冷却水を貯留するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	鋼板製立形タンク	
(2) 寸 法	幅 850mm×長さ 600mm ×高さ 1,250mm	概略寸法
(3) 最 大 貯 留 容 量	0.65m ³	有効容量0.5m ³ 以上
(4) 数 量	2基	

3. 標準仕様書の適用

第2章 第3節 § 2-6

4. 特記事項

(1) 供用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない。

§ 6 高架水槽

1. 使用目的

ポンプ設備で使用する冷却水及び、沈砂池設備で使用する洗浄水を一時貯留するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	組立式樹脂製立形タンク	
(2) 寸法	幅 2,000mm×長さ 3,000mm ×高さ 3,000mm	概略寸法
(3) 最大貯留容量	18m ³	有効容量15m ³ 以上
(4) 数量	1基	

3. 標準仕様書の適用

第2章 第3節 § 2-7

4. 標準仕様書選択項目及び範囲（該当項目を○で囲む）

(1) パネル

a) 単板パネル

☒ b) 複合板パネル

5. 特記事項

(1) 供用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない。

第3章 複合工

§ 1 鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法 (概略)	材 質	数 量	備 考
1	配管ピット蓋	ポンプ室	図面による	SS400	1	
2	電動蝶形弁 開閉機開口蓋	ポンプ室	図面による	SS400	1	
3	配管サポート	各所			1式	

2. 一般仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書

3. 特記事項

(1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

§ 2 基礎工

1. 基礎工仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	数 量	備 考 (防食塗装, 防水等)
1	雨水ポンプ用エンジン基礎	ポンプ室	図面による	1	
2	油圧水槽基礎	ポンプ室	図面による	1	
3	始動用空気槽基礎	ポンプ室	図面による	1	
4	吐出弁基礎	配管室	図面による	1	
5	配管ピット築造	ポンプ室	図面による	1	
6	排気消音器基礎	配管室	図面による	1	
7	減圧水槽基礎	ポンプ室	図面による	2	
8	高架水槽基礎	屋外	図面による	1	基礎ボルト部のみ

2. 一般仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書

3. 特記事項

(1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

§ 3 配管工

1. 配管仕様及び施工範囲

番号	配 管 名	材 質	口 径 (A, φ)	施工範囲 (~)	備 考 (配管被覆等)
1	No. 5雨水ポンプ 吐出管	DCIP	1, 350	No. 5雨水ポンプ ～No. 5雨水ポンプ用 電動蝶型弁	
2	油送油管	SGP(黒)	25A, 40A	既設取合点 ～No. 5雨水ポンプ用 エンジン	緊急遮断弁 含む
3	空気管	SGPW	20A, 32A	既設取合点 ～No. 5雨水ポンプ用 ドレンセパレーター	
4	排気管	SGPW	200A, 300 A	No. 5雨水ポンプ用エンジン ～煙突	被覆有
5	冷却水戻り管	SGPW	40A 65A, 200A	減圧水槽 No. 5雨水ポンプ No. 5雨水ポンプ用減速機 ～既設取合点	被覆有
6	冷却水降水管	SGPW	40A 80A, 200A	既設取合点 ～減圧水槽 No. 5雨水ポンプ No. 5雨水ポンプ用減速機	被覆有
7	戻し管	SUS304	150A, 250 A	No. 5雨水ポンプ ～ポンプ井	
8	冷却水ポンプ 吐出管	SGPW	200A	高架水槽 ～PS手前	被覆有
9	高架水槽 オーバーフロー管	SGPW	250A	高架水槽 ～PS手前	被覆有
10	洗浄水管	SGPW	50A	高架水槽 ～PS手前	被覆有
11	冷却水降水管	SGPW	200A	高架水槽 ～PS手前	被覆有
12	高架水槽ドレン管	SGPW	50A	高架水槽 ～PS手前	被覆有
13	冷却水配管	SGPW	65A	減圧水槽 ～ピット手前	被覆有

14	減圧水槽オーバー フロー管	SGPW	80A	減圧水槽 ～ピット手前	被覆有
----	------------------	------	-----	----------------	-----

2. 一般仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書

3. 特記事項

- (1) 詳細は機器配置図、添付図による。
- (2) 機能上必要となる弁・継手等一式を含む

第4章 撤去工

§ 1 撤去機器

1. 撤去機器リスト

番号	機 器 名 称	機 器 仕 様	出 力	台 数	備 考
1	高架水槽	組立式樹脂製立形タンク 15m ³ （有効容量）	—	1	機器重量（参考） 2,300kg
2	減圧水槽	鋼板製立型水槽 500L（有効容量）	—	2	機器重量（参考） 220kg

2. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 現場状況を十分確認の上、施工すること。
- (3) 撤去品のうち産業廃棄物の対象となる物については指定場所へ処分を行うこと。
- (4) 撤去のうちスクラップの対象となる物については指定する仮置場に仮置きすること。
- (5) 撤去に伴う周辺の配管や配線、鋼製加工品類、基礎等の撤去及び一部改造・移設
・復旧一切を工事範囲とする。
- (6) 撤去時に既設設備の運転に支障の無いように考慮すること。

§ 2 撤去鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	材 質	数 量	備 考
1	ポンプ吐出管 閉止フランジ支持材	配管室	図面による	SS400	1	
2	ポンプ用開口蓋(1)	ポンプ室	図面による	SS400	1	
3	ポンプ用開口蓋(2)	配管室	図面による	SS400	1	

2. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 現場状況を十分確認の上、施工すること。
- (3) 撤去品のうち産業廃棄物の対象となる物については指定場所へ処分を行うこと。
- (4) 撤去のうちスクラップの対象となる物については指定する仮置場に仮置きすること。
- (5) 撤去に伴う周辺の配管や配線、鋼製加工品類、基礎等の撤去及び一部改造・移設
・復旧一切を工事範囲とする。

§ 3 撤去基礎工

1. 撤去基礎仕様

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	数量	備 考 (防食塗装, 防水等)
1	高架水槽基礎	屋外	図面による	1	基礎ボルト部のみ
2	減圧水槽基礎	ポンプ室	図面による	2	

2. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 現場状況を十分確認の上、施工すること。
- (3) 撤去に伴う周辺の配管や配線、鋼製加工品類、基礎等の撤去及び一部改造・移設・復旧一切を工事範囲とする。

§ 4 撤去配管

1. 配管仕様および施工範囲

番号	配 管 名	材 質	口 径 (A, φ)	施工範囲 (~)	備 考 (配管被覆等)
1	吐出管 (蓋)	DCIP	φ 1,350	フランジ蓋	
2	冷却水ポンプ 吐出管	SGPW	200A	高架水槽 ～PS手前	被覆有
3	高架水槽 オーバーフロー管	SGPW	250A	高架水槽 ～PS手前	
4	洗浄水管	SGPW	50A	高架水槽 ～PS手前	
5	冷却水降水管	SGPW	200A	高架水槽 ～PS手前	
6	高架水槽ドレン管	SGPW	50A	高架水槽 ～PS手前	
7	冷却水配管	SGPW	65A	減圧水槽 ～ピット手前	被覆有
8	減圧水槽オーバー フロー管	SUS	80A	減圧水槽 ～ピット手前	被覆有

2. 特記事項

- (1) 撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては、産業廃棄物処理の法令関係を遵守し適正な処分を行うこと。
- (2) 配管撤去に伴う基礎撤去、復旧は本工事範囲内とする。

第5章 撤去再据付工

§ 1 撤去再据付工

1. 機器仕様

番号	機 器 名 称	機 器 仕 様	出 力	台 数	備 考
1	No.1雨水ポンプ	$\phi 800 \times 78\text{m}^3/\text{分} \times 7.3\text{m}$	—	1	長寿命化 機器重量 (参考) 14,000kg
2	No.1雨水ポンプ用 電動機	6,000V $\times$ 12P	150kW	1	一時撤去、仮置、 再設置 機器重量 (参考) 3,200kg

2. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 現場状況を十分確認の上、施工すること。
- (3) 撤去に伴う周辺の配管や配線、鋼製加工品類、基礎等の撤去及び一部改造・移設
・復旧一切を工事範囲とする。
- (4) 撤去時に既設設備の運転に支障の無いように考慮すること。

第6章 仮設工

§ 1 仮設配管工

1. 仮設配管仕様及び施工範囲

番号	配管名	材質	口径 (A, φ)	施工範囲 (~)	備考 (配管被覆等)
1	冷却水ポンプ 吐出管	VP	200A	仮設高架水槽 ～PS手前	被覆有
2	高架水槽 オーバーフロー管	VP	250A	仮設高架水槽 ～PS手前	
3	冷却水降水管	VP	200A	仮設高架水槽 ～PS手前	
4	高架水槽ドレン管	VP	50A	仮設高架水槽 ～PS手前排水溝	

2. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 現場状況を十分確認の上、施工すること。
- (3) 撤去に伴う周辺の配管や配線、鋼製加工品類、基礎等の撤去及び一部改造・移設・復旧一切を工事範囲とする。

§ 2 仮設高架水槽

1. 仮設高架水槽仕様及び配管施工範囲

番号	名称	寸法	仕様	数量	備考
1	仮設高架水槽	図面参照	5,500L	1	
2	冷却水ポンプ吐出管	図面参照	φ 200VP	一式	
3	高架水槽 オーバーフロー管	図面参照	φ 250VP	一式	
4	冷却水降水管	図面参照	φ 200VP	一式	
5	高架水槽ドレン管	図面参照	φ 50VP	一式	

2. 特記事項

- (1) 必要な弁類・架台サポート類を含む。

第7章 その他

§ 1 施工計画

高架水槽の撤去・更新は屋外にてラフタークレーンを使用して行うものとする。施工にあたっては隣接する京葉臨海鉄道との協議を実施した上で行うこと。

また、現場状況を十分確認の上、施工すること。

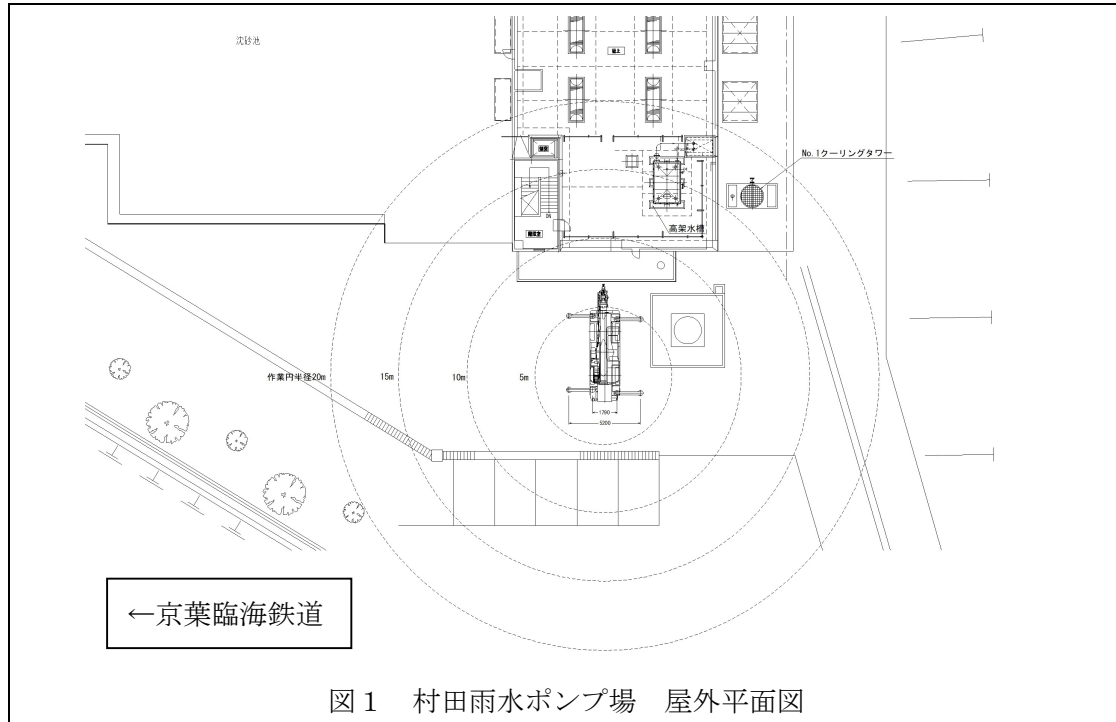


図1 村田雨水ポンプ場 屋外平面図

高架水槽の更新にあたって基礎は流用とする。基礎ボルトは撤去・更新を行うため、一時的に仮設タンクを屋上に設置・仮設配管の敷設を行い、改築期間中も各給水先への供給を維持する。

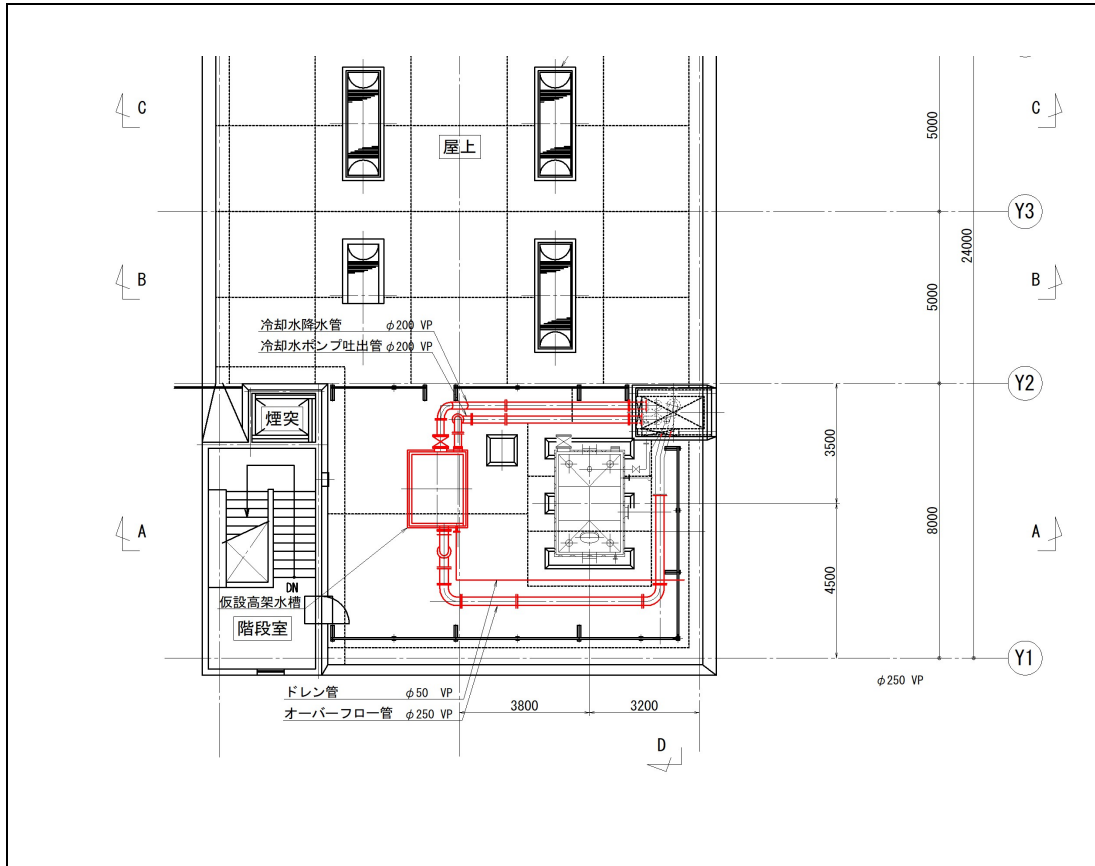
また、更新時期は渇水期とし、仮設タンクの有効容量はNo. 2 雨水ポンプ、No. 3 雨水ポンプおよびNo. 4 雨水ポンプのうち2台と、No. 1 雨水ポンプの計3台運転に必要な容量とする。

高架水槽用水リスト

設備名称	必要水量	備考
No. 2, 3, 4 雨水ポンプ用軸封水	120L/分	No. 2～No. 4 のうち 2 台分を見込む
No. 2, 3, 4 原動機冷却水	750L/分	No. 2～No. 4 のうち 2 台分を見込む
No. 2, 3, 4 減速機冷却水	126L/分	No. 2～No. 4 のうち 2 台分を見込む
ポンプ井排水ポンプ軸封水	(15L/分)	雨水 P と同時運転しないため、容量には加算しない
場内散水栓	50L/分	1 箇所 50L/分を見込む
合計	1, 046L/分	

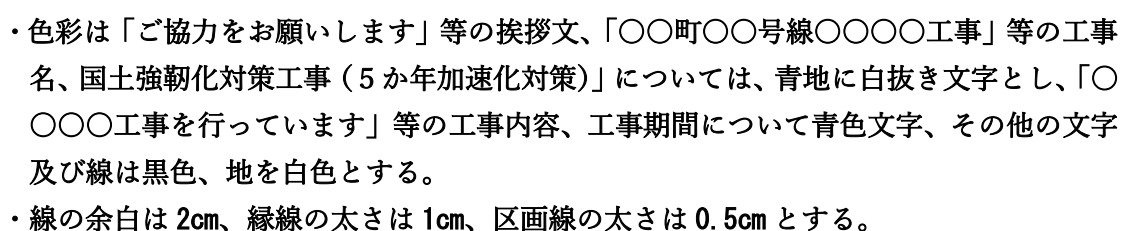
仮設タンク容量：1, 046L/分 × 運転時間 5 分 = 5, 230 → 5, 500L（有効容量）

【仮設タンク配置図】



§ 2 施工上の留意事項

1. 改築対象施設は稼働中の施設であり、処理機能を損なうことのないよう施工すること。
2. 既存施設を十分調査の上、既設施設の設計思想を理解し、施設全体の機能が十分発揮させるようにするとともに、維持管理・保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行うこと。
3. 現場施工においては、現地作業内容・手順書等を十分検討の上、養生・インターロック等の事前処置及び復旧を適切に実施し、既設機器の運転に支障がないように作業を行うこと。
4. 社会情勢に伴う機器（材料）等の納期遅延により、工期内に工事が完成できないことを理由に、工期の延長を請求する場合、工事請負契約書の規定により協議に応じ、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由として取り扱うこととする。



千葉開府９００年記念事業に関する特記仕様書

本特記仕様書は、「千葉開府９００年記念事業」対象工事に適用する。

- 千葉開府９００年記念事業（以下、「記念事業」という。）とは、令和８年に千葉開府９００年を迎えるにあたり、「千葉開府９００年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。
- 記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。
 - 記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、「工事標示板、工事情報看板、工事説明看板」ごとにロゴマーク・キャッチコピーを掲示（以下を参考）するものとする。
- ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。
 - 掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、「【イメージ図】」に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。
 - 掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。また、掲示位置については「【イメージ図】」を参考に示すが、現場状況や工事看板内容などを考慮し、受発注者間の協議により決定すること。
 - ロゴマーク・キャッチコピーの看板への表示方法は、看板と同時製作を基本とするが、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。
 - 記念事業の実施は、記念期間終了の令和９年３月３１日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
- 記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。
【イメージ図】



※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさは、縦・横135mmを目安とし、拡大・縮小する場合は文字が読み取れるサイズとする。
 ※ロゴマーク・キャッチコピーの位置は、上記を基本とする。
 ※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさや掲示位置の変更が必要な場合は、監督員と協議すること。

1	工程関係	■ (1) 本工事箇所は施工時期、施工時間等の制限条件があるため、適切な工程計画を立案すること。 制限条件：長期の設備停止を伴う作業は渇水期（11月から3月）に実施すること。 ■ (2) 本工事における作業は下記の通りとし、現場の状況、想定しがたい理由により制限を受ける場合は別途協議とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th style="width: 40%;">作業区分</th> <th style="width: 60%;">施行区分</th> </tr> <tr> <td>昼間作業</td> <td>全ての工事</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼夜間作業</td> <td></td> </tr> </table> ■ (3) 本工事に関連のある工事は、以下の通りである。 <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">■ (ア) 村田雨水ポンプ場沈砂池機械設備工事</td> <td style="width: 33%;">☐ 発注済</td> <td style="width: 33%;">■ 発注予定</td> </tr> <tr> <td>■ (イ) 村田雨水ポンプ場監視制御設備外工事</td> <td>☐ 発注済</td> <td>■ 発注予定</td> </tr> <tr> <td>■ (ウ) 村田雨水ポンプ場耐震化工事</td> <td>☐ 発注済</td> <td>■ 発注予定</td> </tr> </table>	作業区分	施行区分	昼間作業	全ての工事	夜間作業		昼夜間作業		■ (ア) 村田雨水ポンプ場沈砂池機械設備工事	☐ 発注済	■ 発注予定	■ (イ) 村田雨水ポンプ場監視制御設備外工事	☐ 発注済	■ 発注予定	■ (ウ) 村田雨水ポンプ場耐震化工事	☐ 発注済	■ 発注予定
作業区分	施行区分																		
昼間作業	全ての工事																		
夜間作業																			
昼夜間作業																			
■ (ア) 村田雨水ポンプ場沈砂池機械設備工事	☐ 発注済	■ 発注予定																	
■ (イ) 村田雨水ポンプ場監視制御設備外工事	☐ 発注済	■ 発注予定																	
■ (ウ) 村田雨水ポンプ場耐震化工事	☐ 発注済	■ 発注予定																	
2	製作機器及び使用材料	■ (1) 製作する機器については、機器製作承諾願いを提出し、承諾後発注するものとする。監督員の指示により、ミルシート、試験成績書等を提出すること。 ■ (2) 使用する各材料については、JIS規格、下水道協会等の公的機関の認定品を原則として使用すること。主要材料は、使用承諾願いを提出すること。 ■ (3) 製作機器の工場検査は以下の通りとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="text-align: center;">市立会の工場検査を行う機器等</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px; vertical-align: top;">必要とされる機器</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">公的機関による工場検査を行う機器等</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px; vertical-align: top;">必要とされる機器</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">受注者による工場検査を行う機器等</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px; vertical-align: top;">製作機器</td> </tr> </table>	市立会の工場検査を行う機器等	必要とされる機器	公的機関による工場検査を行う機器等	必要とされる機器	受注者による工場検査を行う機器等	製作機器											
市立会の工場検査を行う機器等																			
必要とされる機器																			
公的機関による工場検査を行う機器等																			
必要とされる機器																			
受注者による工場検査を行う機器等																			
製作機器																			
3	試運転関係	■ (1) 機器単体試験を行う。 ■ (2) 組み合わせ試験を行う。 ☐ (3) 総合試運転を行う。 ☐ (ア) 使用電力料金、用水、燃料薬品等の費用は受注者の負担とする。 ☐ (イ) 相当負荷の確保に関する費用は受注者の負担とする。 ☐ (4) その他の試運転、試験を行う。 ☐ (ア) 脱臭に係る試験 ☐ (イ) 煤煙等に係る試験 ☐ (ウ) その他：																	

4 建設副産物関係

- (1) 本工事で発生する建設廃棄物は、下記搬出先へ運搬し処理することとし、関係法令を遵守すること。

建設廃棄物の種類	施設名称	所在地
コンクリート塊（鉄筋）	(有)地引組	東金市小野字大原496-2他

- (2) 建設残土は、下記の通り取り扱うものとし、関係法令を遵守すること。
- (ア) 残土は自由処分とし、現場から10km以内の範囲にあるものとしている。
- (イ) 残土は改良土プラントへ搬入する。
- (ウ) 発生土を埋め戻しに使用する。
- (エ) 指定処分とし、下記へ搬入する。

指定処分場所：

- (オ) その他：

- (3) 既設施設の撤去により生じた有価物（スクラップ等他人に有償で売却できるもの）は、下記のとおり取り扱うものとする。

- (ア) 下記の場所まで運搬の上引き渡すものとする。

建設副産物名	引き渡し場所

- (イ) 受注者の自由処分とする。

- (4) 下記の機器は、PCBを使用又は含有しているため、監督職員の指示する指定場所に移設すること。
()

5 仮設備関係

- (1) 据付に係る仮設

本工事の仮設は、任意仮設とするが、現場の状況を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造については、受注者の責任において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。なお、施工条件等に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

- (2) 据付に係る仮設

本工事の仮設は、一部指定仮設とし、別途図面等に示す。

6 営繕費関係
■ (1) 工事現場事務所を設置する。(現場事務所に係る水道光熱電力費は受注者の負担とする。) ■ (ア) 用地は市が確保する。 □ (イ) 用地は受注者が確保する。 □ (2) 工事現場事務所は設置しない。
7 水道光熱電力料等
■ (1) 工事施工に必要な電力 □ (ア) 支給する。 □ (イ) 支給するが、市管理者の規定により使用料金を徴収する。 ■ (ウ) 支給しない。 施工内容、現場状況により詳細は別途協議する。 ■ (2) 工事施工に必要な用水 □ (ア) 支給する。 □ (イ) 支給するが、市管理者の規定により使用料金を徴収する。 ■ (ウ) 支給しない。 施工内容、現場状況により詳細は別途協議する。
8 安全対策関係
■ (1) 交通整理員等 ■ (ア) 交通整理員等は計上していない。 □ (イ) 交通整理員等を配置する。 (詳細内容：) □ (ウ) その他 () なお、現場の状況、関係機関等の協議により変更が必要になった場合は、別途協議する。 ■ (2) 安全費 ■ (ア) 通常の安全費を計上している。 □ (イ) その他必要な費用を計上している ()
9 その他
■ (1) 工場製作のみが行われている期間においては、監理技術者（主任技術者）の専任配置を要しない。 □ (2) 工事場所は、一般住宅に隣接しているため、騒音・振動に関しては十分注意し、施工を行うこと。 □ (3) その他 ()

デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化について)

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で小黑板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。対象工事では、以下の 1 から 4 の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、小黑板の電子化の導入に必要な使用機器については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/software/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、第 1 項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、第 2 項に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第3項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (<https://www.jcomsia.org/kokuban>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。